

児童発達支援センター及び救急急病医療事業に係る検討の進捗状況について

当該2事業につきましては、引き続き関係市担当部署により検討を行っておりますが、令和元年12月24日開催の関係市市長会議において、それぞれの事業について検討の中間報告が行われ、下記のとおり4市の今後の検討方針について了承が得られました。

1 児童発達支援センター

中間報告では、療育手帳の所持者数や児童発達支援センターを利用している障害児数は増加傾向にあり、今後も同支援センターの利用を希望する障害児が増える可能性があることから、圏域内にはきみつ愛児園が必要であるとともに、医療ケア児を受入れる施設が木更津市内の3法人のみに留まり、圏域内において支援できる環境は充分に整備されていない旨の報告があった。また、県内及び東京都内にて児童発達支援センターを運営する法人に対して、指定管理や民間譲渡等の意向アンケートを実施したところ、2法人から条件付きによる「可」との回答があり、今後、同法人による現地調査や条件確認等、さらに調査、協議を要する旨の報告があった。市長会議において「民間による運営の意向アンケートの範囲を神奈川県にも広げるなど、さらに調査、検討を行い、その状況次第で次回会議を開催する。」ことが了承された。

【検討会議実施状況】

第1回検討会議 令和元年 6月10日 第3回検討会議 令和元年10月 2日
第2回検討会議 令和元年 7月26日

2 救急急病医療事業

中間報告では、平成30年度に4市救急急病医療事業担当部課長会議にて検討した案の1つである、君津中央病院企業団が夜間急病診療所の設置者となり、これまで同様君津木更津医師会へ委託することについて、医師会との協議後に同企業団に検討を依頼したが、受託できない旨の回答があった。また、二次待機施設への一次救急の委託についても医師会と協議したが、実施困難な旨決定された。以上により、年度末までに幹事市である木更津市にて素案を考え、3市へ提案する旨の報告があった。市長会議において「働き方改革の一環として大学から医師を派遣できなくなる可能性があるなど働き方改革の影響も含め、医師会の協力を得ながら、さらに現状把握、検討を行い、その状況次第で次回会議を開催する。」ことが了承された。

【検討会議実施状況】

第1回検討会議 平成31年 4月24日 第4回検討会議 令和元年10月31日
第2回検討会議 令和元年 5月21日 第5回検討会議 令和元年12月17日
第3回検討会議 令和元年 7月25日

請求誤りに係る説明内容の訂正等について

議員の皆様には、先日、請求誤りについてご説明をさせていただきたいのですが、当該説明に誤り及び漏れがありましたので、お詫びし訂正させていただきます。

また、算定中であった、平成27年度分につきましても金額が確定しましたので、別紙報道資料のとおりご報告いたします。

なお、本件につきましては、明日、報道発表するとともに、追加で負担をお願いする利用者の方には個別に丁寧に説明し、ご理解を求めてまいります。
大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございませんでした。

誤
正

- ①相談支援給付費については、当初より、相談支援初回加算をせず請求
- ②児童発達支援給付費の平成30年度の利用者負担は、33,115円増額

- ①障害児相談支援給付費について、初回加算※1の取扱いを最初は適正に行つていたが、平成30年2月分及び30年度分は「障害児支援利用援助費※2」及び初回加算の請求漏れがあった。
- ②児童発達支援給付費の平成30年度の利用者負担は、33,014円増額
- ③障害児相談支援給付費について、「障害児支援利用援助費※2」として請求すべきところを「継続障害児支援利用援助費※2」として請求していた。
- ④障害児相談支援給付費について、「障害児支援利用援助費」及び「継続障害児支援利用援助費」の一部請求漏れがあつた。

※1 初回加算は、新規に障害児支援利用計画を作成した場合等が対象となり、障害児支援利用援助費に加算されるものです。
※2 障害児支援利用援助費は、計画相談（支援計画を作成）や計画変更に係る給付費で、継続障害児支援利用援助費は、策定された計画どおり実施されているかのモニタリングに係る給付費です。

令和2年2月14日

児童発達支援給付費及び障害児相談支援給付費の請求誤りについて

君津郡市広域市町村圏事務組合

君津郡市広域市町村圏事務組合は、平成27年度から平成30年度の児童発達支援に係る、児童発達支援給付費（※1）及び利用者負担額の算定を誤り、千葉県国民健康保険団体連合会及び利用者の方に対して、過小請求をしてしまいました。

また、平成28年度から平成30年度の障害児相談支援に係る、障害児相談支援給付費（※2）の請求にあたり、千葉県国民健康保険団体連合会に対する請求漏れ及び算定誤りによる、過小請求をしてしまいました。

今後、当組合はこれらの過小請求に係る正しい請求を行ってまいります（当組合から千葉県国民健康保険団体連合会に対する49,575,214円の請求により、千葉県国民保険団体連合会から木更津市に21,442,029円、君津市に19,718,874円、富津市に7,078,301円、袖ヶ浦市に1,336,010円が請求されます、また、当組合から利用者34人に対し、422,290円の請求を行ってまいります）。

児童発達支援センターの利用者、千葉県国民健康保険団体連合会、関係市、関係事業所の皆様には、大変ご迷惑をおかけし、申し訳ございません。

1 経緯

(1) 児童発達支援給付費 及び 利用者負担額

平成27年度の障害福祉サービス等報酬改定により、児童発達支援に係る開所時間減算の見直しがあり、従来の「開所時間が4時間未満の場合所定単位数の20%を減算」から、「①開所時間が4時間未満の場合、所定単位数の30%を減算、②開所時間が4時間以上6時間未満の場合、所定単位数の15%を減算」に改められました。

当組合の児童発達支援センターでは、概ね午前10時に園児が登園し、午後2時半に降園しているため、園児が登園している4時間半を開所時間と考え、15%を減算して請求を行ってきたところ、指定障害児通所支援事業者の指定更新の申請に際し、平成31年2月に千葉県から園児の在園時間数ではなく、実際に開園（8時30分から17時15分まで）していた時間数が算定のもとになるとの指摘を受けたことから、減算をすることなく請求できるという、誤りに気が付いたものです。

(2) 障害児相談支援給付費

当組合では、障害児相談支援を平成 28 年から実施しておりますが、令和元年度の請求にあたり、請求事務を行っている担当職員が疑問に思い、関係市に確認をし、令和元年 10 月 31 日に次の 2 点について気が付いたものです。

また、過去の請求事務の見直しを行った結果、障害児支援利用援助費（※3）及び継続障害児支援利用援助費（※4）の一部に請求漏れがあったことを確認いたしました。

① 障害児相談支援給付費の初回加算は、通所受給者証の交付を受ける前に初回相談対応を行い、交付後に障害児支援利用計画の作成等を行った時に障害児支援利用援助費に初回加算を加えて請求するというものです。

相談支援を実施した当初は、適正に請求していましたが、平成 30 年 2 月分及び平成 30 年度分において障害児支援利用援助費（※3）に初回加算を加えて請求すべきところを請求していなかったこと。

② 障害児支援利用援助費（利用計画の変更）で請求すべきところを、継続障害児支援利用援助費モニタリング）として請求を行っていたこと。

2 影響を及ぼす者、影響額等

(1) 千葉県国民健康保険団体連合会

組合が、次の給付費について再請求をいたします。

① 児童発達支援給付費

年度	金額（追加で請求する額）
平成 27 年度	12,814,663 円
平成 28 年度	12,659,562 円
平成 29 年度	11,996,561 円
平成 30 年度	11,429,802 円
計	48,900,588 円

② 障害児相談支援給付費

年度	金額（追加で請求する額）
平成 27 年度	0 円
平成 28 年度	51,182 円
平成 29 年度	201,117 円
平成 30 年度	422,327 円
計	674,626 円

(2) 児童発達支援に係る利用者（追加の負担が発生する者）

延べ人数 55人（実人数 34人）

年度	人数	金額（納付を求める額）
平成27年度	17人	176,388円
平成28年度	14人	120,691円
平成29年度	12人	92,197円
平成30年度	12人	33,014円
計	55人	422,290円

(3) 関係事業所

児童発達支援センターよりも下位にあたる関係事業所（1事業所）については、千葉県国民健康保険団体連合会に対する同額の再請求及び1人の利用者に対する利用者負担額の返還が必要となります。

(4) 関係市

千葉県国民健康保険団体連合会から、関係市に対し、児童発達支援給付費及び障害児相談支援給付費に対する追加請求がございます。

3 今後の対応

千葉県国民健康保険団体連合会に対する再請求は、令和2年4月の請求に併せて行い、利用者については、利用者負担の変更の対象となった方全員に速やかに説明し、お詫びをするとともに、千葉県国民健康保険団体連合会の審査終了後に追加負担（差額）分の納付をお願いしてまいります。

また、関係事業所（1事業所）に対しても速やかに説明し、お詫びをするとともに、千葉県国民健康保険団体連合会に対する再請求及び1人の利用者に対する利用者負担額の返還をお願いしてまいります。

4 原因

事務の実施に当たり、担当ラインの職員がその内容を十分に理解していなかった。

5 再発防止策

事務の実施に当たっては、担当ラインの職員が国等のマニュアルによる審査を十分に行うとともに、その内容の共有を徹底し、チェック体制を強化する。

また、関係機関や、同様の事務を実施している事業者に問い合わせるなど確認を徹底する。

6 その他

本件に関し、今後、懲戒処分等審査委員会を組織し、当該委員会において事実関係を精査し、職員の義務違反等について調査・検討を行ってまいります。

<注釈>

(※1) 児童発達支援給付費

児童発達支援センター等の運営に係る1日あたりの報酬を設定したものです。給付費総額のうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。

(※2) 障害児相談支援給付費

障害児相談支援給付費は、支援の内容により障害児支援利用援助費(※3)と継続障害児支援利用援助費(※4)に分けられます。

(※3) 障害児支援利用援助費

通所受給者証の交付を受ける前に初回相談対応を行い、交付後に障害児支援利用計画の作成及び変更等に係る1月あたりの報酬を設定したものです。給付費総額のうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。

(※4) 継続障害児支援利用援助費

支給決定されたサービス等の利用状況の検証(モニタリング)等に係る1月あたりの報酬を設定したものです。給付費総額のうち国が2分の1、県が4分の1、市が4分の1を負担します。

【問い合わせ】

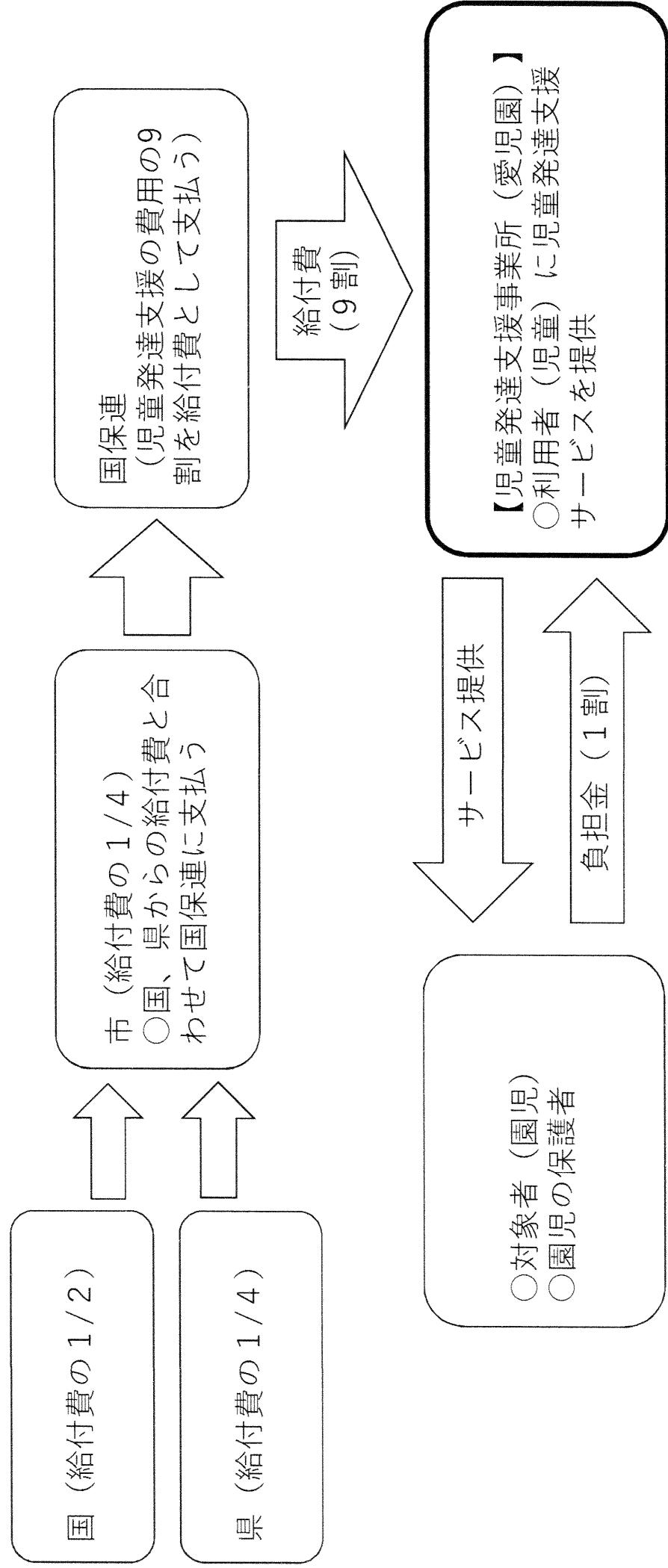
君津郡市広域市町村圏事務組合

電話 0438-25-6121

事務局長 高岡

児童発達支援サービスに係る費用について

参考



※ 利用者負担金は、所得に応じて上限額が決まっています。